

山縣市住宅等取得祝金事業のご案内

山口市では、定住促進と市内産業の振興を図るため、下記の要件に該当する人に、祝金として山県まちづくり振興券を交付します。

●交付対象者

次のいずれかに該当する人

- ① 市内に居住し、市内建設業者の施工により市内に住宅を新築、増築した人
- ② 市内建設業者の施工により市内に工場等を新築、増築した市内事業者・
- ③ 市内で住宅を取得（新築、建売、中古等）し、市外から移住してきた人
- ④ 市内で工場等を取得し、市内に新たに本店又は主たる事業所を設置して操業を開始する事業者

●交付対象物件

- ・課税床面積が50㎡以上であること。
- ・固定資産税が賦課される建物であること。

●交付額

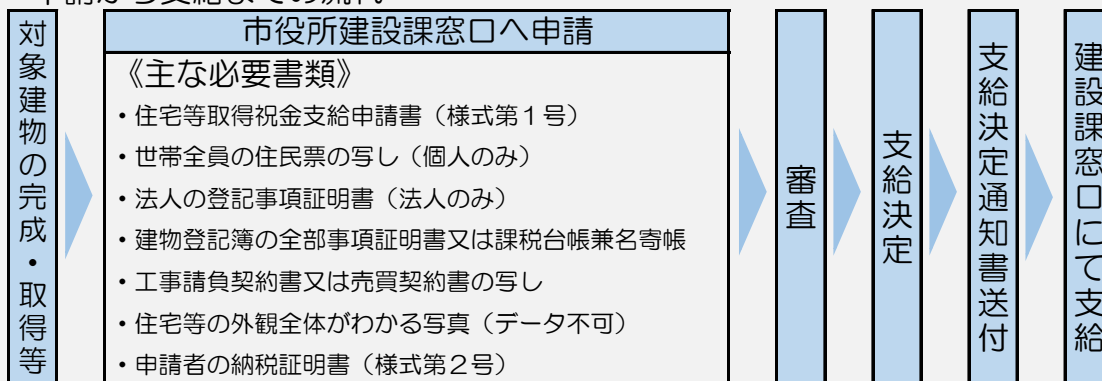
1棟につき10万円

●申請方法

① 申請書の入手

山口市ホームページからダウンロードするか、市役所建設課窓口で配布

② 申請から支給までの流れ



●注意事項

① 申請について

- ・申請期限は建物が完成または取得した年度終了後から2年間です。
- ・建物登記がなされていない場合は、対象建物の固定資産税が賦課されてからの申請になります。

② 申請の対象者について

以下は、対象または対象外の代表的な例です。その他の例については、お問い合わせください。（対象となる人）

- ・建物の完成・取得年月日の2年前までに他市から山口市に転入した人。
- ・建物の完成・取得年月日の年度終了後から2年間のうちに他市から山口市に転入した人。
- ・建物が共有名義の場合、名義者のうちのどなたかが他市から山口市に転入した人。

（対象とならない人）

- ・山口市から住民票を移動しないまま市外に居住していた人。
- ・建物を相続により取得した人。
- ・山口市固定資産税の特例、山口市企業立地促進制度、ぎふ山口市田舎暮らし空家活用支援事業補助金、山口市新築等祝金、山口市ふるさと暮らし奨励金、空家利活用促進補助金のいずれかの適用を受けた人。

※詳細については、山口市までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒501-2192 岐阜県山口市高木1000番地1

山口市役所 建設課

TEL：0581-22-6832